

北広島町農業委員会第1回総会議事録

事務局長 ただ今から、北広島町農業委員会第1回総会を開催いたします。農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定により、最初の総会は町長が招集することになっております。今回は最初の総会でございますので、箕野町長が開会のあいさつをいたします。

箕野町長 (あいさつ)

事務局長 今回は、初めての総会でございます。農業委員の皆様それぞれ自己紹介をお願いします。

(農業委員・事務局 自己紹介)

事務局長 ここで、集合写真を撮りたいと思いますので、前へお集まりください。

(写真撮影)

事務局長 ここで、北広島町長町長は退席されます。(町長退席)

事務局長 この後会長選挙に入りますが、議事に入る前に、会長選任の手順について、ご説明いたします。会長の選任は、総会において投票で行いますが、農業委員会等に関する法律第5条第2項「会長は委員が互選した者をもつてあてる」に基づき、互選とします。互選とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行う事です。選挙にあつては、議会の例にならい、地方自治法第118条に基づき公職選挙法の一部を準用し、候補者を限定せず、委員19名全員が候補者となります。委員は議席において、当選人とすべき委員お一人を選出し、投票用紙にある氏名の上の欄に○を記入して、投票箱に入れていただきます。当選者の決定は有効投票の総数の4分の1以上の得票を得た委員のうち、最多数の票を得た委員をもって当選人として、会長に決定するものです。なお、得票数が4分の1に満たない場合は、全員を対象として再選挙とし、得票数が同数ならばくじで当選人を決定する事となります。以上が会長選任の手順となります。また、議会会議規則には、議長選挙の際、議長による選挙宣告後においては、何人も発言を求めることができないとありますので、これより意思表示続いて指名推薦の場を設けます。ここで、意思表示続いて指名推薦の場を設けます。意思表示を発言される方はおられませんか。

事務局長 下岡委員

事務局長 平田委員

事務局長 他にはおられませんか。今、意思表示されたのは、下岡委員、平田委員です。他にはおられませんか。
以上で、会長への意思表示を終わります。それでは下岡委員からそれぞれ所信をよろしく願い致します。

下岡委員 先ほども町長の挨拶の中にもありましたように、担い手ということを町長も申さておりました。私も法人の関係で、担い手不足を感じておるところでございます。スマート農業とか町長さんも言われましたので、町も考えてもらってるんだなということで、少しは、安心しましたけれども、まだまだ農業委員会としてまだまだ後押ししていかなければというふうに思っております。それと、今農家は一番大変苦しいということになっておりますのが、肥料の高騰でございます。これらにつきましても何かいい方法がないのか、農家が楽になる方法はないか、手助けになる方法はないかという事を念頭に置いて、今後やっていきたいと思っておりますし、一番ネックで堪えているのが米価の下落でございます。これが少しでも上がっていけば、いいのかなというように思いますし、法人協の中でも色々と議論されているところでございます。農家の備蓄米、こ

れも平均よりも下がった備蓄米になってきたので、それと4年産、3年産の古米も業者の方に大分売ってもらって減ってきたので、在庫も少ないと聞いていますので、今年はある程度期待できるかなというように思います。何にしましても今年から始まります目標地図の設定でございます。これが農業委員会の最低の目標でありまして、守る土地、守らない土地と決めていくのか、私はまだ、目標地図の事をまだ、はっきり聞いておりませんが、そうした物の考え方になっていって、地図というのが最終的に、どこまで守る農地になっていくのか、今後の今日午後から説明があると思いますが、農地パトロール。今年の農地パトロー、来年の農地パトロール非常に大切になってくるんじゃないかと思います。これは十分にやっていただいて、将来に繋げていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。続いて、平田委員お願いします。

平田委員 阿坂の平田です。簡単に意思表明をさせていただきます。農業委員は農地法の所掌事務にもありますように農地の移動等を審議を致します。委員の意見を尊重しながら、公平公正に協議し、審議し、町の振興を図って行くよう努めて参りたいと思います。また、農業委員会では、農地の最適化活動を推し進めるという事になっております。農地の集積、担い手の確保、新規就農者の確保、遊休農地の解除等、大変、遊休農地が、農地パトロール等で280haくらい生じております。こういったものを解除する。こういった課題に、農地利用最適化推進委員さんと連携しながら、取り組んで参る所存でございます。今まで、前回農政部長をさせていただきました。5期目でございますが。そうした経験を生かしながら町の農業振興を更に発展するよう勤めて参りたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

事務局長 ありがとうございます。以上で会長への意思表明を終わります。続いて指名推薦を発言される方はおられませんか。よろしいですか。それでは、以上で指名推薦を終わります。その他、委員の方で何かございますでしょうか。

二井川委員 はい。

事務局長 二井川委員。

二井川委員 最後になりますか。僭越かもしれませんが、一言2つの事柄を紹介しておこうかなと思いましたが、よろしく願いします。まずは、先ほど事務局長の方から話がありましたけれども、第1号議案の宣告は選挙の方法以外については、何人も発言を求めることはできないと、中断すると最初からやり直しせにゃあいけんとなるので、今ここで申し上げるしかないと言うこと。このことが1つと。もう1つは先ほど説明がありました互選という事について、新しい方の方が多いという事なので、3年前の互選の結果を紹介した方が、より分かりやすいかなと思いますので。3年前は、ここで意思表明をされた方は1人だけでしたが、先ほど紹介がありましたように、立候補の有無に関わらず、委員19名全員が候補者であるというのが互選ですから、結果はAさんが13票、Bさんが3票、Cさんが2票、白票1票という状況であったと、3年前は。という事だけ、参考までに紹介しておいた方がいいかなと思ひまして、僭越かもしれませんが紹介しました。以上です。

事務局長 ありがとうございます。何か委員様の方でございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これより10分程度の休憩を取りたいと思います。こちらの時計で10時まで休憩を取りたいと思いますので、10時になりましたら、こちらの会場にお戻りください。

事務局長 会議を再開いたします。次第で言えば7番目の臨時議長の選出でございます。本日は、北広島町農業委員会改選後、初めての総会となります。会長が選任されるまでの間は、臨時議長により進行していきます。また、臨時議長の選任方法につきましては、特に

定められておりません。そこで、お諮りしますが、町議会においては地方自治法第107条により出席議員の中で最年長の議員が臨時に議長の職を行うと定められています。本日の農業委員会では、この議会の定めを準用し年長の委員に臨時議長を務めていただくことでは、いかかでしょうか。

委 員 (異議なし)

事務局長 ありがとうございます。それでは、臨時議長を下岡委員へお願いします。

臨時議長 ただ今指名を受け、臨時議長を務めます下岡です。よろしく申し上げます。はじめに、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととなっております。本日の出席委員は、委員定数19名中18名の出席です。法定の定数とする委員の過半数に達しています。よって、本日の総会は成立します。この総会が公正公平に行われますよう皆様のご協力をお願い致します。それでは、議事に入ります。はじめに議案第1号、会長の選任を行います。農業委員会等に関する法律第5条第1項の規定により、農業委員会に会長を置くこと。また、同条第2項に会長は委員が互選した者を充てることが規定されています。互選の方法について、事務局で何か案がありますか。

事務局長 互選とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うことです。選挙は投票によるのが原則です。選挙にあつては、議会の例にならい、地方自治法第118条に基づき公職選挙法の一部を準用し、候補者を限定せず、委員19名全員が候補者となります。委員は議席におきまして、当選人とすべき委員お一人を選出し投票用紙にある氏名の上の欄に○を記入して、投票箱に入れていただきます。○以外の記入及び複数者へ記入があつた場合は、無効票となります。例えば○が2つや×の場合、無効となります。当選者の決定は有効投票の総数の4分の1以上の得票を得た委員のうち、最多数の票を得た委員をもって当選人として、会長に決定するものです。なお、得票数が4分の1に満たない場合は、全員を対象として再選挙とし、得票数が同数ならばくじで当選人を決定することとなります。

臨時議長 只今、事務局から選挙による方法についての説明がありました。会長の選任は無記名投票によることで異議はありませんか。

委 員 (異議なし)

臨時議長 それでは、会長の選任は無記名投票により行います。なお、開票立会人として委員から2名指名することにしたいと思ひます。臨時議長が指名することにご異議はありませんか。

委 員 (異議なし)

委 員 (なし。)

臨時議長 ご異議が無いようですので、二井川委員と松川委員以上2名を指名致します。それでは投票を行います。事務局は投票用紙を配布してください。

臨時議長 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。
ありませんね。なしと認めます。立会人は、投票箱が空であることの確認をしてください。

(立会人投票箱確認)

臨時議長 お名前はお呼びしませんので、席順に投票してください。

委 員 (投票…議場)

臨時議長 投票漏れはありませんか。

委 員 (なし。)

臨時議長 なしと認め、投票を終わります。
開票を行います。立会人は、立会をお願い致します。

事務局 (開票・点検・集計…議場)

臨時議長 開票結果を発表致します。
総投票総数 18、有効投票 18、有効投票中、下岡 9 票、平田 9 票同数でございます。

事務局長 先ほど、臨時議長が言われましたように総投票総数 18 票、有効投票 18 票、有効投票中、下岡委員 9 票、平田委員 9 票同数となりました。同数の場合は、くじで当選を決定する事となっておりますので、これからくじによる会長の選任を行いたいと思いますので、これより準備を致します。暫くお待ちください。

事務局長 平田委員、前の方へお願いします。下岡委員前へお願いします。
最初に、くじを引くための順番を決めるくじを引きたいと思います。先に手を挙げられました下岡委員からよろしくお願い致します。

(くじ引き)

事務局長 1 番が下岡委員、2 番が平田委員と言うことで、くじ引きのくじ順番は、下岡委員、平田委員という形でくじを引きます。くじでございますけれども、1 番を付けた番号を引かれた方が決定ということで決めさせてもらいたいと思います。1 番を引かれた方が、新会長ということで決めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。先ほどの順番どおり、下岡委員の方からくじをお願いします。

(くじ引き)

事務局長 くじ引きの結果をお伝えします。1 番を引かれた方が下岡委員ですので、新しい会長は下岡委員という事で決定しました。よろしくお願いします。

臨時議長 会長が決まりましたので、臨時議長の職務は全て終了致しました。議長を新会長と交代します。

下岡会長 (就任のあいさつ)

それでは、議案第 2 号、会長職務代理者、農政部長、副部長の選任を行います。農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により、会長職務代理者の選任については、委員の互選となっております。また、任意部会の役員として、農政部長、副部長の互選をお願いします。原則投票となっておりますが、地方自治法第 118 条の規定により、委員の中に異議が無い場合は、指名推薦の方法をとることができます。会長職務代理者、農政部長、副部長の互選についていかがいたしましょうか。

委 員 指名推薦の方法でお願いします。

下岡会長 只今、指名推薦の方法との意見がございました。異議はありませんか。

委 員 (異議なし)

下岡会長 異議なしと認めます。それでは、会長職務代理者及び任意部会の互選の方法は指名推薦

によることとします。事務局から説明してください。

事務局長 お手元の議案第2号の資料をご覧ください。指名推薦の方法について4点提案説明させていただきます。資料に記載してありますとおり、
①任意部会の役員として農政部長1名、農政副部長2名を置くこと
②各地区代表を選任し、さらに千代田地域にあつては2名を選任する
③会長職務代理者1名、農政部長1名、農政副部長2名については②で選任された地区代表及び副代表の中から指名を致します。
④②及び③で指名された方を指名推薦の当選人として定めること。
以上、4点について委員全員の同意をいただき、決定したいというものでございます。

下岡会長 只今、事務局から提案説明がありましたとおりの方法で進めることでよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

下岡会長 異議なしと認めます。それでは、芸北・大朝・千代田・豊平地域それぞれ地区ごとに集まっておいただき、地区代表を指名してください。あわせて千代田地区にあつては、副代表も指名してください。地区代表、副代表に指名された方は別会場に移動し、話し合いの上、会長職務代理者、農政部長、農政副部長の指名をしてください。その間休憩とします。

(休憩)

下岡会長 会議を再開します。私の方から発表します。互選の結果、芸北地区代表岡田委員、大朝地区代表大畑委員、千代田地区代表下岡委員、同副代表二井川委員、豊平地区代表平田委員に決定しました。また、各地区代表、副代表による話し合いの結果、会長職務代理者平田委員、農政部長大畑委員、農政副部長二井川委員、同じく農政副部長岡田委員に決定しました。

(会長職務代理者、農政部長、副部長就任あいさつ)

下岡会長 ここで、議席の決定をいたします。委員の議席については北広島町農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、会長が総会で定めることとなっております。農政部長を1番、副部長を2番と3番とし、特段の意見がないようでしたら4番以降はくじ引きで行いますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

下岡会長 異議なしと認めます。それでは事務局が回りますので、順次、くじをお引きください。

(事務局がくじを持ち、席をまわる)

下岡会長 議席番号が決まりましたので、事務局長から発表してください。

事務局長 会長職務代理者平田委員、1番大畑委員、2番二井川委員、3番岡田委員、4番前田委員、5番角田委員、6番上田委員、7番上田委員、8番島筒委員、9番栗本委員、10番鈴木委員、11番大田委員、12番高野委員、13番高下委員、14番藤浦委員、15番山本委員、16番松川委員、17番田村委員以上でございます。

下岡会長 それでは、決定した議席に席替えをお願いいたします。

(席替え)

下岡会長 席替えも終わりましたので、議事録署名者を指名致します。4 番前田委員、6 番上田委員お願いします。次の議事に入ります。議案第 3 号、農業委員担当地域等の決定について審議します。事務局から説明してください。

事務局長 別紙資料北広島町農業委員名簿及び活動担当地域（案）をご覧ください。前例に倣い活動担当地域の割り当てをさせていただきました。

下岡会長 農業委員担当地域等の決定について、事務局から提出された担当地域のとおりとすることについて、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

下岡会長 異議なしと認め、案のとおりと決定いたします。続いて議案第 4 号北広島町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について審議します。農業委員会等に関する法律第 17 条の規定により、推進委員は農業委員会から委嘱することとなっております。令和 5 年 3 月に募集を行い、別紙「農地利用最適化推進委員名簿（案）」に記載された 24 名の方が応募・推薦されました。このことについてご意見等ございましたらお願いします。質疑はありませんか。

（質疑応答）

下岡会長 全員異議なしと認め、案のとおり決定します。その他事務局からあればお願いします。

事務局 午後からの日程でございますけれども、13 時から農地利用最適化推進委員の委嘱式、13 時 30 分から研修会となっております。午後からもよろしくお願い致します。以上です。

臨時議長 以上で議事を終わります。

以上相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

議 長

㊟

臨 時 議 長

㊟

議事録署名者

㊟

議事録署名者

㊟